
中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務
特記仕様書

令和8年9月

中土佐町

1. 業務概要

1. 1 委託概要

中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務は、以下の基本設計および実施設計条件に基づき、中土佐町立文化館および旧中土佐町立美術館の一体的な活用を目的とした中土佐町立文化館及び旧美術館改修工事に伴う本体改修工事および直接関連する付帯施設等（外構、駐車場他）の基礎調査の実施、基本設計及び実施設計を行ない、必要な基本設計及び実施設計図書等を作成するものである。

1. 2 計画概要

- ① 業務名称 中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務
(以下、「本設計業務」という。)
- ② 履行場所 高知県高岡郡中土佐町久礼6584番地1
- ③ 敷地面積 約976㎡
- ④ 用 途 図書館
- ⑤ 施設面積
 - ・町立文化館 RC2階建て 延床面積 約470㎡
 - ・旧町立美術館 木造平屋建て 延床面積 約170㎡
- ⑥ 想定蔵書数 約25,000～30,000冊程度
(令和8年4月時点蔵書数：約24,000冊)
- ⑦ 想定職員数 3～5人
- ⑧ 施設概要
 - ・文化館 平成元年8月建築 RC造 地上2階建て 延べ面積約470㎡
図書館本体とする（閲覧室、受付カウンター、書庫、トイレ等含む）
 - ・旧美術館 平成元年6月建築 木造平屋建て 延べ面積104㎡
文化館と一体的な利用として図書館の一部とする
 - ・外構（アプローチ、庭園、駐車場等付帯施設含む）
- ⑨ 予算規模
中土佐町立文化館及び旧美術館改修工事の予算規模（外構含む）は150,000千円以内（消費税等を含む）とする。

1. 3 地震対策の概要

主要施設の耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日制定）によるものとし、構造体の耐震安全性の分類はⅡ類（目標：大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること）とし、大地震に対する人命の安全確保が図られることとする。

2. 一般共通事項

2. 1 業務の実施条件

- ① 本設計業務は「一般業務」と「追加業務」とし、各業務内容は「3. 設計業務内容」による。
- ② 本設計業務は、本事業予算の上限を遵守しつつ、発注者が提示する設計条件に基づいて実施すること。
- ③ 本設計業務の実施に当たっては、発注者と密に連絡をとり、適宜発注者の承諾を得るものとする。また、発注者が提示する要望に対して真摯に協議に応じるものとする。
- ④ 本設計業務の実施に当たっては、関係法令および適用基準等を遵守すること。
- ⑤ 設計図書の作成に当たっては、建築工事設計図書作成基準（最新版 建設大臣官房官庁営繕部監修）および国土交通省公共建築工事積算基準（最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとする。
- ⑥ 住民ワークショップ等での要望意見によって計画内容に変更が生じた場合には、設計図

書等の修正を行うものとする。

- ⑦ 発注者が提示した予算額と受注者が設計した概算工事費との間に乖離がある場合には、受注者は概算工事費を予算額内に納める方策を発注者に提案し協議すること。協議の結果、設計内容の一部を変更する必要がある場合は発注者の指示に伴い設計図書等を修正すること。
- ⑧ 管理技術者の資格要件は次による。
 - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ⑨ 業務の実施に際して協力事務所を使用する場合は、発注者の承諾を受けること。
- ⑩ 業務に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と受注者は協議すること。
- ⑪ 本特記仕様書に規定のない事項については、業務委託契約書および公共建築設計業務委託共通仕様書によるほか、発注者・受注者協議の上決定する。

2. 2 業務計画書

- ① 委託業務契約締結後速やかに業務計画書を発注者に提出し、承諾を受けること。
- ② 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ・業務実施方針
 - ・業務工程表（打合せ工程を含む）
 - ・業務実施体制
 - ・担当技術者一覧表（提案書の記載と整合していること）
 - ・協力事務所の事務所概要（協力事務所を使用する場合）と担当技術者一覧表
 - ・その他発注者が指示する書類
- ③ ②に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で報告し、発注者の承諾を受けなければならない。ただし、担当主任技術者については原則として変更してはならない。

2. 3 打合せ・協議等

- ① 設計業務開始前の業務計画書に関する緊密な打合せのほか、設計業務過程の各段階においても定期的に打合せを行い、発注者と十分協議しながら業務を進めること。
- ② 作業の実施に当たって部外折衝を要する場合は、速やかに発注者に文書で報告し、その指示に従い処理すること。

2. 4 打合せ記録簿

発注者、関係官公庁および公益事業者等と協議等を行った場合は、速やかに打合せ記録簿を作成し、その写し 1 部を発注者へ提出すること。

また、最終的には、打合せ記録簿全てを成果品とともに製本して提出すること。

2. 5 適用基準等

特記なき場合は、適用基準等は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定または監修とする。
なお、最終年度版を使用すること。

(建 築)

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築工事標準詳細図
- ・鉄骨設計標準図
- ・擁壁設計標準図
- ・建築設計基準および同解説
- ・構内舗装・排水設備基準および同解説
- ・建築構造設計基準および同解説

- ・建築非構部材の耐震設計指針
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準および同解説
- ・建築設計業務等電子納品要領

(建築積算)

- ・建築数量積算基準（建築積算研究会）
- ・建築工事内訳書標準書式
- ・公共建築工事積算基準

(建築設備)

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備設計計算書作成の手引き
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

(設備積算)

- ・公共建築工事積算基準
- ・電気設備工事チェック要領

2. 6 使用言語等

本委託業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、単位はS I 単位系、通貨は日本円とする。

2. 7 設計図書作成上の留意事項

(1) 設計図書の作成方法

設計図はCADで作成すること。

(2) 特許に係わる材料・工法等

設計図書で指定する材料・工法等は、基本的に特許に係わる特定の製品名、製造所名等の記載や特許に係わる特定の製品等が推定されるような表現を避けること。

どうしても特許に係わる材料・工法等を指定したい場合には、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けること。

(3) 特殊な工法等

適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けること。

(4) 仕様の記載方法

材料・製品等の仕様は、特定メーカーの材料・製品に限定されるような表現を避けること。製品のグレード等を指定するために製品名、製造社名等を記載する場合は、該当する複数の製品名、製造社名等を例示し、「同等品」と記載すること。

2. 8 業務の履行期限

業務の履行期限は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 設計業務内容

本項は、本設計業務の概要を示したものであり、設計業務の実施に当たっては発注者と打合せの上決定するものとする。

3. 1 業務内容

(1) 一般業務

- ・国土交通省告示第15号 別添一 第1項第一号の基本設計に関する標準業務および第1項第二号の実施設計に関する標準業務とする。

(2) 追加業務

- ・基本計画の策定
- ・住民ワークショップ（3回予定）の開催
- ・積算業務（建築・電気設備・機械設備）
積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成
- ・確認申請書等各種申請・届出手続き業務（手数料の納付を除く）
 - (ア) 建築確認申請手続き
 - (イ) 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き
 - (ウ) その他文化館及び旧美術館改修に必要な関係法令及び条例に基づく申請手続き
- ・各種説明会等資料の作成（パース等）
- ・関係官公庁との協議・申請資料の作成
- ・その他必要な諸業務

3. 2 地震対策

(1) 地震対策

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日制定）による施設本体の耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

対象施設	分類
構造体	Ⅱ類（一部Ⅲ類に準拠）
建築非構造部材	A類（一部B類に準拠）
建築設備	乙類

南海トラフの巨大地震による中土佐町の揺れは最大震度7（激震）と想定されている。被災時において、倒壊を防ぎ人命の安全を最優先で確保する必要がある。そのため、発災時の避難行動に関わる部分（天井、避難経路等）については、安全が確保される基準を採用する。

3. 3 業務に当たっての留意点

以下の点に留意し、業務を実施すること。

- ① 改修工事中の休館期間の必要性和最小限にする検討、又は休館期間を設けずに（文化館と旧美術館の工期を分けるなど）改修工事を実施する事が出来ないかを検討し基本設計に盛り込む事。
- ② 図書館機能を幅広く捉え、各室のゾーニングにより、多角的な利用が可能な施設を効果的に整備する方法を検討すること。
- ③ 各施設に設置している照明機器および空調設備等の設備で引き続き使用できるものは、改修後の図書館でも使用するものとする。
- ④ 基本設計や実施設計概要に関する住民説明会を実施する必要がある場合は、説明会の開催に協力すること。

- ⑤ 発注者が別途発注する関連業務および導入する建設工事入札方式等について、必要に応じて十分な協議、連携を行い、真摯に対応すること。
- ⑥ その他、別紙の改修工事の課題について検討を行い基本設計及び実施設計に反映させること。

3. 4 成果品

設計図書作成業務に関する成果品の概要を示したものであり、基本設計業務の実施に当たって発注者と打合せの上決定するものとする。

また、業務の途中でであっても、図書の提出を求められた場合は速やかに投じること。

(1) 設計図書

a. 建築設計図書

- ・ 建築計画概要書（建物概要・配置計画・動線計画・意匠計画・景観計画・防犯計画・防災計画・構造計画・外構計画・植栽計画・雨水排水計画・工程計画・施工計画等を含む）
- ・ 仕上げ表（内外主要部）
- ・ 面積表（建築基準法による）
- ・ 敷地案内図
- ・ 配置図および外構計画図
- ・ 各階平面図
- ・ 立面図（各面）
- ・ 断面図
- ・ 構造工法検討書，基本構造図および概略計算書
- ・ 工事費概算書
- ・ 概略工事工程表
- ・ 建築工事概略施工計画図（総合仮設計画等）
- ・ 各種技術資料

b. 電気設備設計図書

- ・ 電気設備計画概要書（電力設備・通信設備・防災計画等）
- ・ 工事費概算書
- ・ 仕様概要書
- ・ 機器系統図
- ・ 主要機器プロット図
- ・ 各種技術資料

c. 機械設備設計図書

- ・ 機械設備計画概要書（空調設備・給排水衛生設備・昇降機設備・防災計画等）
- ・ 工事費概算書
- ・ 仕様概要書（空調設備方式検討書含む）
- ・ 機器系統図
- ・ 主要機器プロット図
- ・ 各種技術資料

(2) 打合せ記録簿

3. 5 成果品の提出

成果品の仕様および提出部数は、下表のとおりとする。

成果品の仕様および提出部数

種 別		提出部数		備 考
		原 図	コピー	
・建築設計図書 ・電気設備設計図書 ・機械設備設計図書 ・既設改造図 ・検討書 ・工事費概算書		1 部	2 部	○原図（1 部） ・ A 3 製本（A 2 版見開き）で提出すること。 ・記録メディアに各種データを格納し、提出すること。なお、図面およびパース一式については PDF ファイルでも提出すること。 ○A 4 縮小製本コピー（2 部） ・設計図書は A 4 縮小製本（A 3 版見開き）とする。
透視図（イメージパース：PDF）	外観図	基本設計 3 面 実施設計 3 面		A 3 版 6 0 0 dpi 程度とする。
	鳥瞰図	基本設計 3 面 実施設計 3 面		
	内観図	基本設計 1 0 面 実施設計 1 0 面		
・打 合 せ 記 録 簿		—	1	ファイル製本